

子ども医療費助成制度、遅れている制度を拡充し「中学3年」までの無料化を！

新日本婦人の会の皆さんと制度拡充を申し入れ

8月19日、「新日本婦人の会熊本支部」のみなさんと一緒に「子ども医療費無料化制度」の拡充を求める申し入れを行いました。

「子ども医療費無料化制度」が8月23・24日に実施された事務事業外部評価（事業仕訳）の対象事業となりました。他都市と比べても、たいへん遅れている制度がどのように評価されるのか、当事者にとってはたいへん大きな問題です。申し入れでは、①対象年齢を中学3年生まで引き上げること、②1医療機関・月500円の自己負担をなくすことの2点を要望しました。



【現状は】

- ・政令市20市について
 - <入院> 中3まで・16市
 - 小学終了まで・2市
- <通院> 中3まで・6市
- 小学終了まで・2市
- ・熊本都市圏13市町村について
 - <入院・通院ともに>
 - 中3まで・8市町村
 - 小学終了まで・4市町
 - *所得制限なし 12市町村
 - *自己負担なし 9市町村

【参加者の声】

- ・子どもが病気の際は病院に行くが、親は売薬で我慢している。
- ・小3の子が病気で、何度も手術している。来年は小4になるので、市外に転居も考えている。
- ・東京にいるときは、安心して病院に行けた。せめて小学校卒業までは無料にしてほしい。

事務事業外部評価委員も、「拡充」「改善」を要望

子ども医療費無料化制度は、現在小学3年生までの子ども・約7万人が対象となっています。子育て支援策の中でも、経済的な負担軽減策の一つとして大きな効果があり、子育て世帯にたいへん喜ばれています。

熊本市は、市民ニーズに沿った市の事業として、効果を上げていると評価しています。課題としては、一部負担金が月額21,000円以上になった場合償還払いとなることや、対象年齢が他都市に比べ低いことです。

8月23・24日の外部評価では、多くの委員が立ち遅れた対象年齢引上げなど「拡充・改善」を要望しました。自己負担や所得制限の意見もありましたが、取らないのが全国の流れです。今回の外部評価では、「子ども医療費無料化制度」他6事業が対象となり、コスト面など論議されました。しかしコストというなら、市政史上最大407億円もかかるMICE整備こそ、費用対効果を検証しムダづかいを正すべきです。

(控室から)
オスフレイの飛行・訓練の中止を
なすまどか

先日、防衛省に対して、山都町・大矢野原演習場の日米共同訓練の中止などを求める要請を行いました。地元紙でも報じられていますが、同訓練には、幾度となく墜落事故を起こしているオスフレイ（飛行機とヘリコプターの機能を併せもつ輸送機）の参加も検討されています。飛行ルートも住民には知らされないほか、沖縄では日米で決めた約束事すら乱暴に踏みこむ違反飛行が常態化しています。訓練そのものが市民の安全・安心を損ねるものであり訓練の中止を強く求めました。

同時に、市内には多くの自衛隊員とその家族の方々が生活されています。安倍政権のもとで進められる集団的自衛権行使容認の動き。こうした中で、自衛隊の家族の方からも、「戦争に参加するようにならないか心配」「人を殺し殺されるようなことに関わってほしくない」などの声が寄せられています。

集団的自衛権行使が狙われる中で行われる日米共同訓練（さらには西部方面隊に集中配備が目論まれている地対艦誘導弾——私は熊本を戦争に巻き込むこれらの動き）、NO！の声を全力であげたいと思います。また、この声を多くの市民に広げていくために力を尽くす決意です。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団
ますだ牧子 上野みえこ なすまどか
熊本市中央区手取本町1-1 議会棟

NO. 914
2014年8月31日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
ホーム：http://www.jcp-kumamoto.com/



市役所には、市民のいのち・暮らしを守る「サービス部門」がいっぱい！ ～「北風から太陽へ」奮闘する滋賀県野洲市「市民生活相談課」～

「おせっかい」精神で困っている市民をサポート

8月2日～23日金沢市で開催された第6回「生活保護問題研修会」に参加し、生活保護「改革」の問題点と来年4月から実施される「生活困窮者支援法」について学習しました。今回は、「生活困窮者自立支援モデル事業」を実施している滋賀県野洲市の事例を報告します。

生活困窮者をあらゆる方法で見つけ出し、市民のいのちと暮らしを守るために、「ドント来い」と受け止め、「おせっかい」の精神で、相談者に寄り添い、弁護士等専門家の力も借りながら、市役所の総力を挙げて支援している姿勢に大いに学ばされました。

市役所は正に、「市民のいのちと暮らしを守る」応援団。滞納者への「差し押さえ」などの「北風政策」から、市民に寄り添い、元気にする「太陽政策」への転換が見えてきました。(報告者 益田牧子)

市役所の機能をフル活用・33課で「生活困窮者」支援

野洲市は、人口約5万人。「市民生活相談課」は、課長以下、7名体制(専門職の精神福祉士、社会福祉主事、消費生活相談員を配置)。ワンストップ窓口では、市民が動くのではなく、職員が連携し知恵を集め、市民に寄り添った支援が行われています。その特徴は・・・

- * どんな相談でも迷わずに相談できる分かりやすい窓口として開設
- * 直営だからこそ、情報を集約・共有し、解決の方向が見えてくる
- * 待っているのではなく、働きかけて発見することが大切。特に、税金や使用料等の滞納情報を活用(滞納通知の中に相談のお知らせを同封)し、生活困窮者の早期把握・早期支援を実施
- * 生活困窮者の発見から生活再建まで、ワンストップでの相談を実施し、市民の利便性は抜群(13年度相談件数:4633件、新規相談者243人)
- * 市役所内関係課(33課)及び社会福祉協議会や病院、法律家など地域の関係機関や専門家とのつなぎ役として、連携・調整役を果たす

食糧支援・スーツ貸出も実施

空腹時に支給する食料備蓄品と面接の際に貸し出すスーツも設置。(13年度は、就職相談191人、就職決定者145人の実績)

こんなこともやってます

・食料支援



・スーツ貸し出し



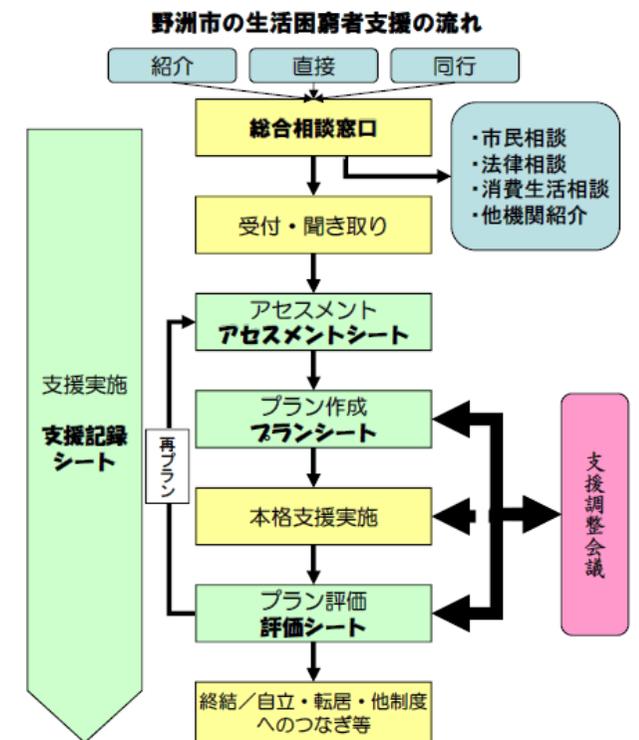
生活困窮者自立支援法とは?

～運用次第では、「就労支援」を名目にし、生活保護を排除する危惧も?

生活保護に至る前の段階から「第2のセーフティネット」として、生活困窮者を早期に包括的な支援を行います。(必須事業:自立相談事業、住宅確保給付金、任意事業:就労準備支援事業)一方、「運用次第では、生活保護が受けにくくなる。経済給付がほとんどなく、所得保障の観点がない」などの問題点が指摘されています。

「聞かしてください、その悩み。話してください、その思い」～市民に寄り添う野洲市「相談事業」の流れ(右図参照)

- ①アウトリーチ:市役所や地域の資源、住民等による早期把握で予防型支援を展開。
- ②アセスメント:包括的に情報収集し、課題領域を捉え、背景・要因等を分析し、解決の方向を見定める。
- ③プランニング:当事者と認識を共有しながら、プラン案を作成し、支援サービスを提供する。
- ④フォローアップ:問題解決後の自立生活の見守りなど、関係機関と連携し、包括的な支援を継続して実施し、その後、必要に応じ、再アセスメントを行う。



※支援調整会議は月1回開催 プラン・評価まとめて実施